

第一回 政友クラブと成田市建設業災害協力会 との意見交換会

令和4年8月8日（月）

目次

- (1) 災害協定の内容とこれまでの取組み
- (2) 建設業界の現状と課題
 - ①成田市の業界を取り巻く現状
 - ②建設業に対する国や県の動き
- (3) 協力会としての要望

(1) 災害協定の内容とこれまでの取り組み

成田市建設業災害対策協力会の設立 これまでの経緯

- 平成2年 成田市建設業災害対策協力会を設立（当初32社）
- 平成11年 成田市災害業務協定を締結
- 平成24年 成田市災害協定の締結
- 令和3年 成田市消防本部と災害時における消防活動に関する協定を締結（現在41社）

平成2年の協力会の発足以降、
以後32年間にわたり台風や降雪時には緊急の対応を行う。
令和3年に締結した消防本部との協定では、消防活動で障害物の移動が必要になった際、所有する重機により障害物除去を行うといった内容になっている。

成田市建設業災害対策協力会の設立 これまでの経緯

過去10年の緊急時の出動履歴

平成24年1月	降雪による除雪（12社出動）
平成25年9月	台風横断
平成28年8月	台風による倒木被害の除去（14社出動）
平成29年1月	降雪による除雪（33社出動）
2月	降雪による除雪（16社出動）

(2) 建設業界の現状と課題

成田市の業界を取り巻く現状

①成田市年度別工事発注金額の推移

年度別工事発注金額

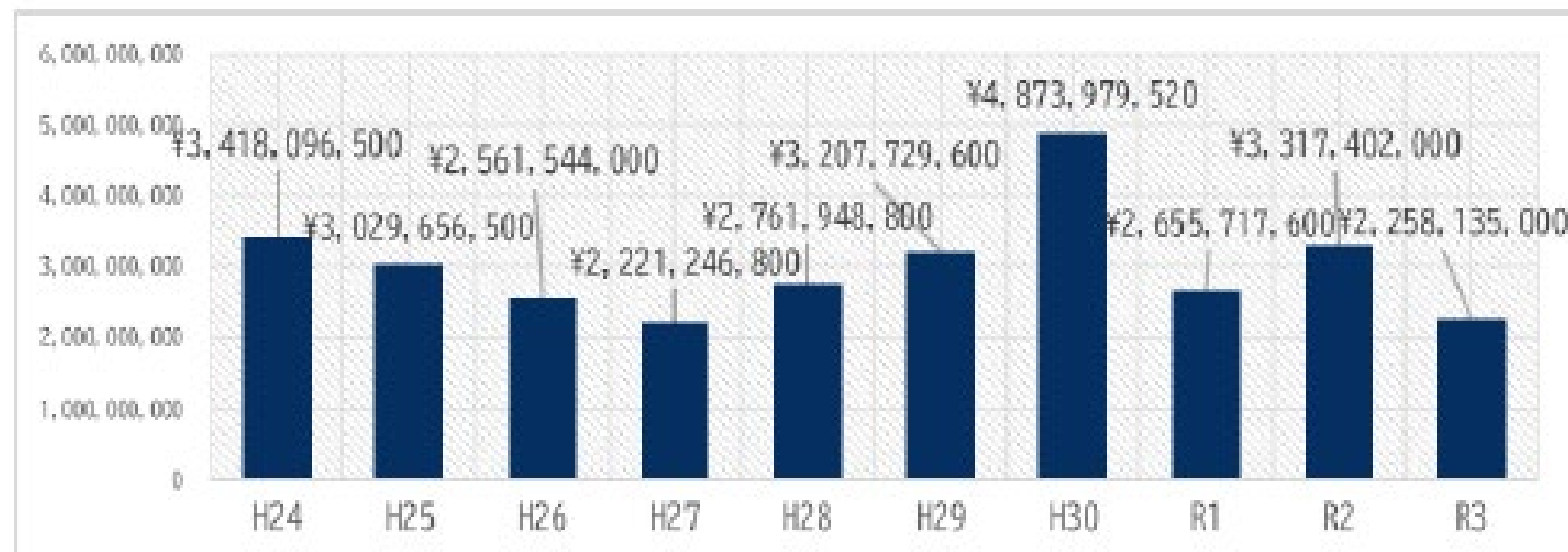


図1 成田市年度別工事発注金額

⇒H29年、H30年度に大型事業が続いたものの、ほぼ横ばいで推移

成田市の業界を取り巻く現状

(1) 入札方式について

一般競争入札、指名競争入札、随意契約の三種類
⇒成田市では一般競争入札と随意契約

一般競争入札の種類

①電子入札方式：価格競争方式

②総合評価方式：価格と価格以外の
要素を合わせて評価する方式
(H27年度導入)

年度別工事発注件数

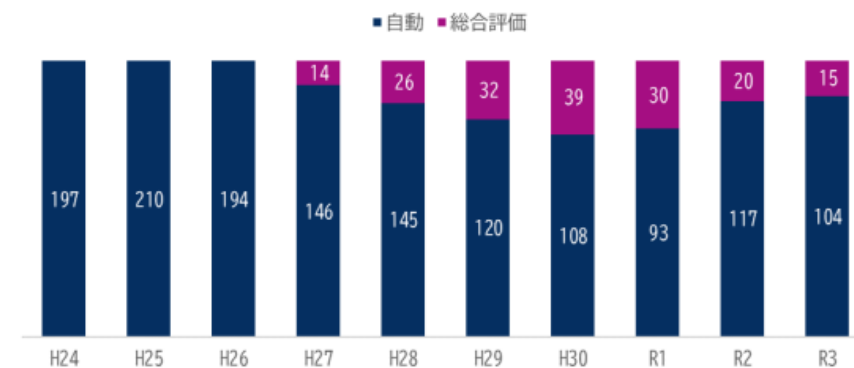
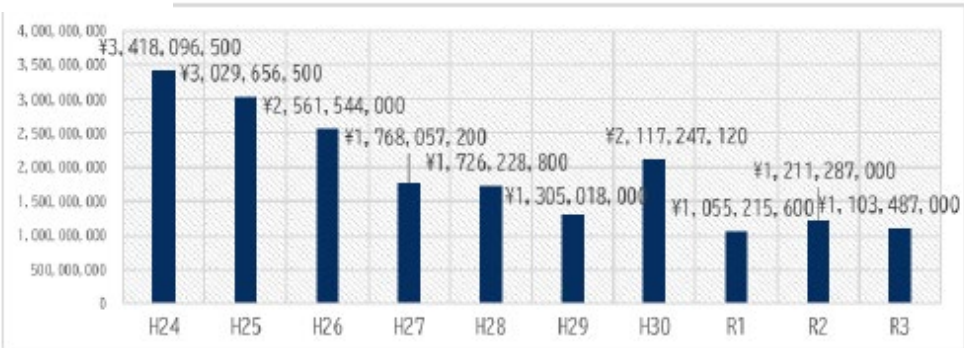


図2 一般競争入札における総合評価の割合

成田市の業界を取り巻く現状

②実際の落札金額と落札率の割合

電子入札



総合評価

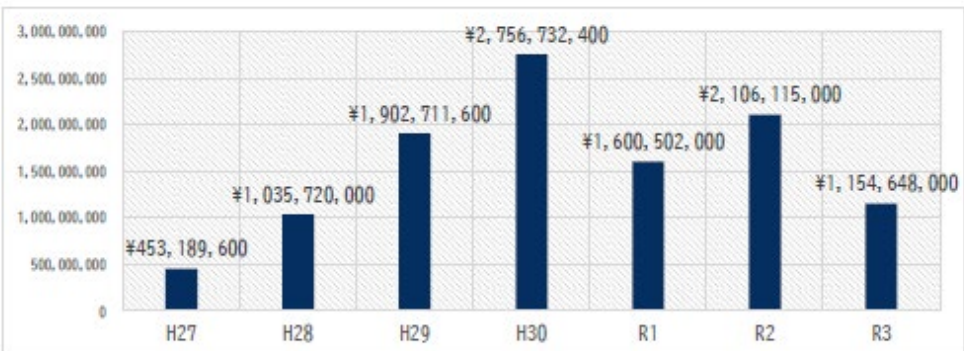
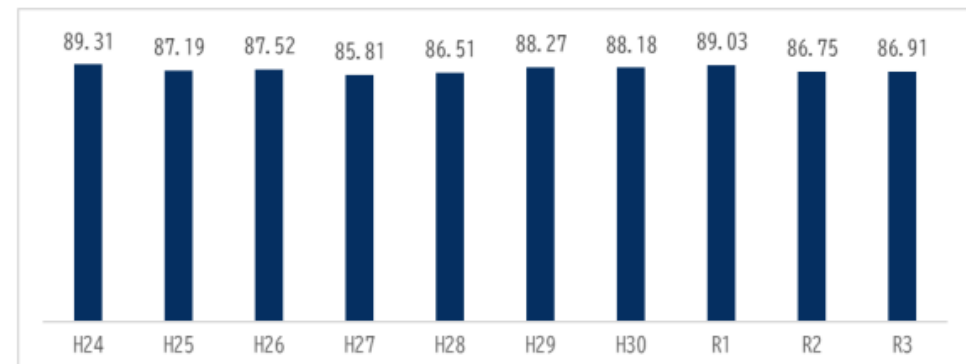
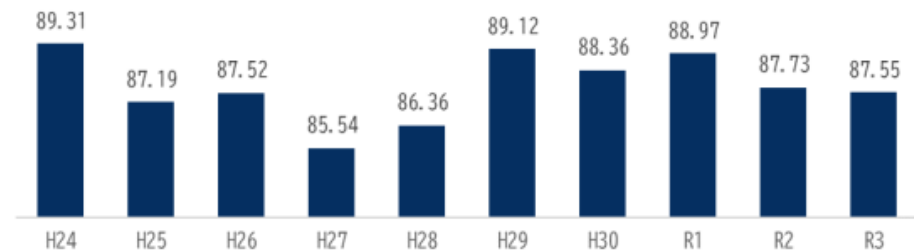


図3 落札金額の推移

年度別落札率



電子入札



総合評価

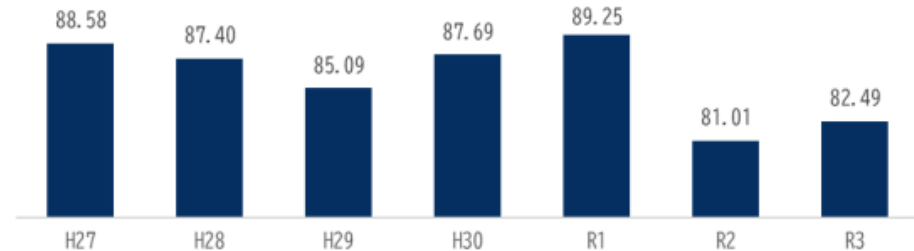
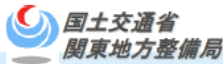


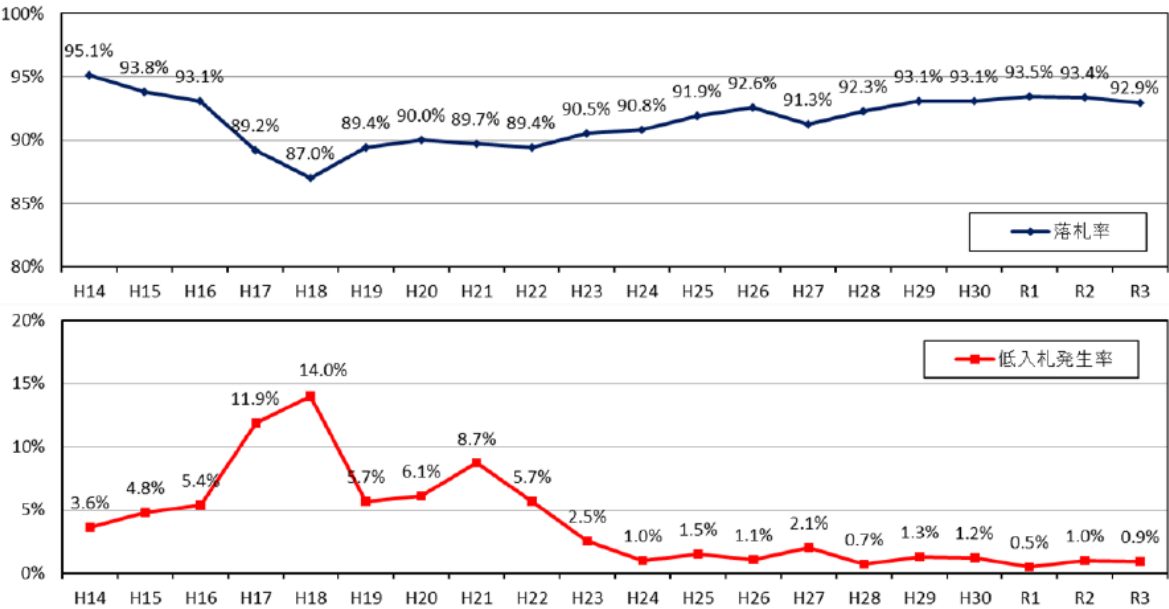
図4 落札率の推移

建設業界に対する国や県の動き

落札率、低入札発生状況



- 1) 落札率は、平成23年度以降90%台で推移し令和3年度は92.9%。
2) 低入札発生率は0.9%と、横ばい。



参考：調査基準価格の算定方法見直し

	H20	→	H21	→	H23	→	H25	→	H28	→	H29	→	R1～
①直接工事費	95%	→	95%	→	95%	→	95%	→	95%	→	97%	→	97%
②共通仮設費	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
③現場管理費	60%	→	70%	→	80%	→	80%	→	90%	→	90%	→	90%
④一般管理費	30%	→	30%	→	30%	→	55%	→	55%	→	55%	→	55%
【範囲】	2/3～8.5/10	→	7.0/10～9.0/10										7.5/10～9.2/10

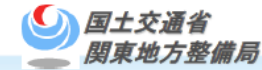
※一般競争、指名競争を対象
※250万円未満の工事を除く
※随意契約を除く

国や県では
調査基準価格は事後公表であり、また低入価格調査が大変
厳しいため、審査が通らない。
その為、成田市と比較すると
高い落札率を維持

成田市も令和4年6月より
調査基準価格の算定方法が国や
県と同じ比率に

建設業界に対する国や県の動き

1. 令和3年度の入札・契約の実施状況



①入札・契約方式別実施状況

- 令和4年3月末における一般競争の割合は、約**68%**で実施。
- 令和3年度は施工体制の確保を図るためフレームワークモデル工事、公募型指名競争入札の活用により指名競争が約**26%**と多くなっている。

②落札率・低入札発生状況

- 落札率：平成23年度以降、90%台で推移し、令和3年度は約**93%**。
- 低入札発生率：**0.9%**で、横ばい。

③入札率の分布

- 入札率の分布は、調査基準価格付近に集中する傾向。

④不調・不落発生状況

- 発生率は、改善している状況（R2年度：**23.0%** → R3年度：**12.1%**）。

⑤参加状況

- WTO対象の参加者は、一般土木等により前年と比較してやや増加。
- WTO以外の参加者は、アスファルト舗装等により前年と比較して増加。

（引用：R4年6月関東地方整備局企画部技術管理課令和4年度入札・契約、総合評価方式の実施方針等について）

建設業界に対する国や県の動き

都道府県における最低制限価格及び低入札価格調査制度等の運用状況(令和3年6月現在/全建調べ)

団体名	中央公契連 モデルへの対応	予定価格の 公表時期	最低制限価格制度				低入札価格調査制度					総合評価方式の評価項目の有無		
			対象工事	算定式	設定範囲	公表時期	対象工事	算定式	設定範囲	数値的失格基準	公表時期	基本単価	地域別単価	平均工事量
埼玉県	平成31年 モデル	事後公表	工事に係る競争入札案件(総合評価方式、WTO対象案件を除く)	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	7.5/10～ 9.2/10	事後公表	総合評価方式及びWTO対象案件	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	7.5/10～ 9.2/10	【失格基準価格】 直接工事費×0.75 共通仮設費×0.75 現場管理費×0.75 一般管理費×0.50 上記の合計額または予定価格×0.70のいずれかを下回った場合失格 【数値的判断基準】 直接工事費×0.75 共通仮設費×0.75 現場管理費×0.75 一般管理費×0.50 上記の工事費目のいずれかを下回った場合失格	事後公表	あり	あり	あり
千葉県	平成31年 モデル	事前・事後併用 (5,000万円以上は事後公表)	5,000万円未満	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	7.5/10～ 9.2/10	事後公表	5,000万円以上	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	7.5/10～ 9.2/10	【5,000万円以上、総額基準】 直接工事費×0.75 共通仮設費×0.70 現場管理費×0.70 一般管理費×0.30 上記の合計額を下回った場合失格 【1億円以上、項目別基準】 直接工事費×0.75 共通仮設費×0.70 現場管理費×0.70 一般管理費×0.30 上記項目のいずれかを下回った場合失格	事後公表	あり	あり	あり

成田市の最低制限価格及び低入札調査制度の運用の現状

①電子入札について

総合評価方式とは違い、価格競争が重視される方法

成田市では最低制限価格を**事前公表**としている為、
最低制限価格での入札が常態化しており、その為電子入札システムによる
くじ引きにより落札予定者が決定されている。



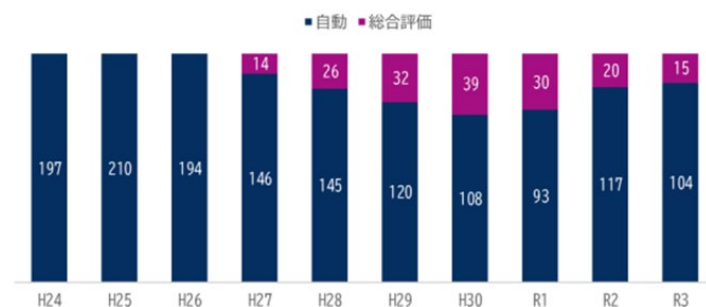
入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、
適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じる。その為、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況になる

⇒国土交通省では最低制限価格は**原則事後公表**することと定めている

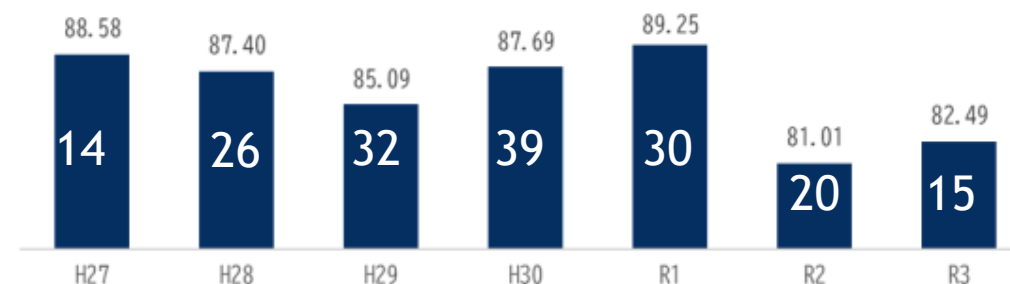
成田市の最低制限価格及び低入札調査制度の運用の現状

②総合評価について

年度別工事発注件数



総合評価



低入札での契約状況

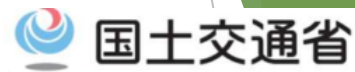
R1年度 10本/35本（5本不調、1本中止） **32%**

R2年度 15本/20本 **75%**

R3年度 7本/15本 **53%**

⇒調査基準価格を下回る価格での落札が増加しており、
低入価格調査での排除率は **0%**

品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針



品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

2. 測量、調査および設計

2—2 業務入札契約段階

(ダンピング受注の防止・予定価格の事後公表)

低入札による受注は、業務の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる懸念される。ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力による、より低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と業務成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、入札参加者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないことから、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

・成田市の現状について

一般競争入札（電子入札方式）のくじ引き化

原因：最低制限価格が事前公表の為

一般競争入札（総合評価方式）における低入札排除率が0%化

原因：低入札価格調査が厳格でない為

⇒ダンピングが常態化しやすい入札環境

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

引用：ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について
令和4年3月9日国土交通省

(3) 協力会からの要望

過当競争となっている現状の是正
ダンピング防止策の徹底を